荒川区創業支援施設

「イデタチ東京」

入居者募集要項

【募集期間】令和 8 年 8 月 21 日（金）～令和 8 年 10 月 16 日（金）まで

令和８年８月

荒川区

荒川区では、ファッション関連産業分野において、果敢にチャレンジする創業間もない中小企業または創業を予定する方の事業展開を支援するため、日暮里繊維街にファッションビジネスの起業支援拠点「イデタチ東京」を令和３年２月に開設しました。

オフィススペースを 24 時間・365 日活用でき、継続的に成長可能なビジネスを行えるよう、インキュベーションマネージャーによる経営支援や起業経験者・専門家によるメンタリング、コーディネータによる交流支援等で入居者をバックアップしています。

今年度、「イデタチ東京」では次世代のファッションビジネスを創出する熱意とポテンシャルに溢れた入居者を新たに募集します。詳しい応募資格等条件については、下記をご一読の上、期日までにお申込みください。

1　施設の概要

（1）施設所在地

東京都荒川区東日暮里六丁目 17 番６号「ふらっとにっぽり」５階一部

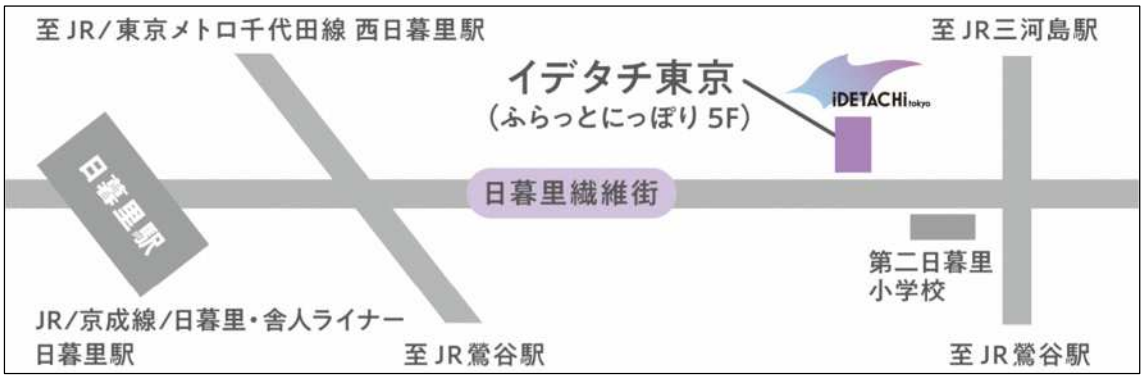

交通アクセス

JR 山手線・京浜東北線・常磐線、京成本線・成田スカイアクセス線、日暮里・舎人ライナー各「日暮里」駅徒歩８分

（2）募集オフィス

個室オフィス２室　約 22 ㎡

シェアオフィス３席　約３㎡

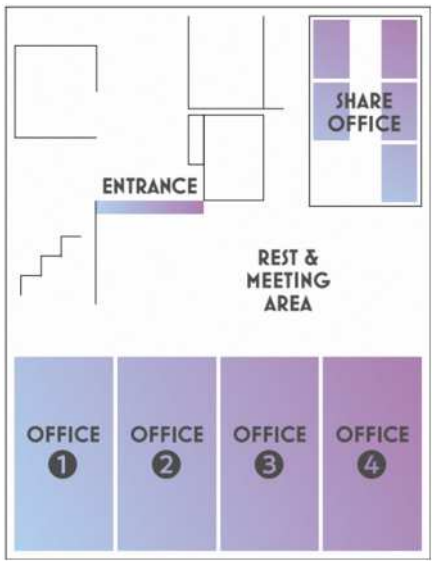

2　応募資格等

当施設への入居資格は、次の要件の全てに該当する個人または中小企業者（中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者をいう）になります。
※この要項で、創業とは、法人の設立、個人事業の開業を意味します。

（1）区内で創業予定もしくは創業５年未満（入居日時点）の個人または設立５年未満（入居日時点）の中小企業であって、次の「3　使用条件等」を遵守できること。
（2）ファッション関連及びその周辺産業の事業を行うこと（衣服、装身具等の企画、デザイン、製造、販売、またはそれらの周辺業務)。
（3）荒川区内産業や地域の活性化に寄与すると認められる事業を行うこと。
（4）施設の使用期間終了後、荒川区内において引き続き事業を行おうとする意思を有すること。
（5）個人または法人にかかる住民税を滞納していないこと。
（6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団員ではないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していないこと。
（7）外国人においては、出入国管理及び難民認定法「別表第 2」に該当する、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者であること。
※別途、在留カードのほか、就労資格証明書の提示が必要となります。

3　使用条件等

（1）主に事務所またはアトリエとして使用すること。
※不特定多数の来場者が見込まれる教室や講座等の会場、生活の場、倉庫などには使用できません。
（2）入居後速やかに、法人においては当施設を本社とする法人登記を、個人事業主においては当施設を事業所とする届出を行うこと。(届出後、履歴事項全部証明書または個人事業の開業・廃業届出書（既に開業済みの方は、「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」又は当施設を住所地欄に記載した確定申告書）の写しを提出すること)。
（3）インキュベーションマネージャーの指導を月２回以上受けること。
（4）イデタチ東京の施設及び支援を積極的に利用すること。
（5）荒川区およびイデタチ東京主催の事業（セミナー、イベント等）に積極的に参加すること。
（6）入居者同士および日暮里繊維街、区内中小企業者等との交流を積極的に行うこと。
（7）振動や音、異臭の発生などにより、他の入居者や近隣住民に迷惑をかけないこと。
（8）年１回以上、荒川区に事業実績報告書を提出すること。
（9）ふらっとにっぽりは、発災時の避難所に指定されているため、発災時は施設管理者の指示に従い、可能な範囲で協力すること。また、ふらっとにっぽりの防災訓練へ率先

して参加すること。

4　退去条件

以下の事由に該当した場合は、勧告を行い、3 か月間経過を見た上で審査し、退去を決定します。

（1）施設や設備を無断転貸・私物化したとき。
（2）事業実績報告書を提出しない、また著しく内容に不備があるとき。
（3）事業内容に問題があり、自立の見込みがたたず、指導があっても改善が見られないとき。
（4）施設運営やイベント・セミナー等への参加・協力が見られないとき。
（5）施設の利用頻度が低い場合（週 3 日以上の利用を入居の原則とします)。

5　オフィス等使用承認の取消条件

荒川区立日暮里地域活性化施設条例に基づき、下記の事由に該当する場合はオフィス等の使用承認を取消します。

（1）不正の行為によってオフィス等の使用の承認を受けたことが判明したとき。
（2）正当な理由がなくオフィス等の使用料を 3 か月以上滞納したとき。
（3）オフィス等を故意に毀損したとき。
（4）創業が困難であると認められるとき又は創業に係る事業の成績が著しく悪化していると認められるとき。
（5）この条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき又は区長の指示に従わなかったとき。
（6）前各号のほか、区長がオフィス等の管理上必要があると認めるとき。

6　使用期間

入居日から令和 10 年 1 月 31 日（月）まで
※ただし、区長が必要と認めたときは、1 年の使用期間を 2 回まで延長することができます。（最長 3 年間）
※入居日は、令和 9 年 2 月 1 日（月）から 3 月 31 日（水）の間（土日祝を除く）から希望日を選択し、オフィス等使用申請書（別記第 5 号様式）の「使用する期間」に、希望する入居日を記入してください。
※入居日から使用料が発生します。

7　使用料

（1）使用料・共益費・保証金

	使用料（月額・共益費込）	保証金
個室オフィス	**５０，０００円**	**１５０，０００円**
シェアオフィス	**１０，０００円**	**３０，０００円**

※保証金は、オフィス返還後、無利子で返還します。ただし、未納の使用料等があるときは、保証金から控除して返還します。

（2）その他の費用負担

個室オフィス	**自己負担** **（電気使用料、電話通信費、清掃およびごみ処理費）**
シェアオフィス	**管理費 月額 ３，０００円** **（電気使用料、清掃およびごみ処理費）** **※管理費は電気料金の高騰等により変更する可能性があります。**

※シェアオフィスには電話回線はありません。

8 設備

（1）個室オフィス

・机、椅子、ロッカー等の必要備品は各自で用意してください。

・電源コンセントは 10 口（２口×5 箇所）あります（電気容量：各オフィス 40A（１口 20A)、単相 3 線 100V)。

・電話回線（アナログ回線)・テレビ端子（電話回線、地上デジタルテレビ以外のチャンネルは、各自契約の上、ご利用ください）

・空調は個別空調です。

・部屋ごとに機械警備が入ります。

（2）シェアオフィス

・個室オフィス内に設置する５席のうち１席を利用いただきます（座席固定)。

・５席それぞれに机（幅約 120cm、奥行き約 70cm)、袖机、椅子、ロッカー（幅約 45cm、奥行き約 50cm、高さ約 180cm）が付随します。

・電源コンセントは各席毎に２口あります(電気容量:部屋全体で 40A､単相３線 100V)。

・電話回線・テレビ端子はありません。

・空調は５席共用で利用いただきます。

・シェアオフィス出入口に機械警備が入ります。

・携帯電話での通話および音の出る機器は、他の入居者・利用者に迷惑のかからない範囲でご使用ください。

（3）共有設備等

・イデタチ東京内の休憩・打ち合わせコーナーや Wi-Fi を無料で利用できます。

・イデタチ東京内にコピー機が１台あります（有料)。

・メールボックス（建物１階外)、宅配ロッカー（イデタチ東京出入口付近）が利用できます。
・清涼飲料水自動販売機が建物１階にあります。
・株式会社ベビーロックが運営する「ベビーロック・スタジオ日暮里」(創作スペース・工房　※概要下記）を特別割引（通常の 30%オフ）で利用できます（建物２階および５階)。
・建物３階ホワイエで、創業者および創業を目指す方向けのコワーキングスペース「ツムギバ」を週５日開設しています。会員登録により、イベント参加、プロフィールボードの利用、配架してある起業やファッション関連産業に関する書籍や雑誌の閲覧ができます（火・木曜はコーディネータ不在のため、会員サービス利用、書籍閲覧は不可)。

(4) その他
・24 時間 365 日利用できます。ただし、設備点検等で利用が制限される場合があります。
・事務所内での火気の使用は原則できません。
・施設（オフィス内含む）および敷地内は禁煙です。

【創作スペース・工房（ベビーロック運営）概要】
２階　創作スペース　(A)45.55 ㎡　(B)23.81 ㎡
５階　工房　　56.07 ㎡

(1) 提供サービス
・ものづくりワークショップの開催（特別割引適用なし）
・家庭用・職業用ミシン（直線ミシン、ロックミシン等）を設置したスペース内でのレンタルミシンサービス・使い方のアドバイス等
・工業用ミシン・デジタル加工機を設置した工房（会員制）
・加工・製作代行サービス

(2) 設置機器
・ロックミシン、カバーステッチミシン、ハンドステッチミシン、職業用直線縫いミシン
・シリンダーベットミシン
・皮漉き機
・デジタル刺しゅう機、刺しゅう PRO ソフト
・スクリーン製版機
・UV プリンター
・レーザーカッター
・型紙専用カッティングプロッター、アパレル CAD ソフト

9　主な支援サービス

(1) インキュベーションマネージャーによる起業・経営支援

ファッション業界やコンテンツ業界のクリエーター支援実績および、自身も起業経験のあるインキュベーションマネージャーが在籍。月 2 回の面談で起業や経営の支援、アドバイスを受けられます。

※インキュベーションマネージャーは、原則週 2 日　午前 10 時～午後 5 時常駐。

(2) メンター陣による実践的なアドバイス

ファッションブランド運営、流通、コピーライティング、ファッションロー、税務などさまざまな得意分野をもつプロフェッショナルから、月 2 回までメンタリングを受けられます。実践的なアドバイスにより、起業・経営を前進。幅広い視点を得られます。

(3) 入居者同士の交流

コーディネータが在籍し、入居者同士が情報交換できる場を設け、ファッションビジネスで成長をめざす仲間と、刺激を受け合い、助け合うコミュニティを形成。起業家のメンタルに寄り添います。

(4) 荒川区ほかの手厚い支援

荒川区の制度融資・各種補助金、各種専門家からのアドバイスが受けられます。また、入居中は、施設併設のモノづくり工房「ベビーロック・スタジオ日暮里」を特別割引で利用できます。卒業後（施設使用終了後）は、区内に事務所等を構えると賃料の一部が補助される制度（上限月額 5 万円・3 年間）があります。（令和 8 年 8 月現在の支援内容になります）※賃料補助には交付条件があります。

10　入居審査等スケジュール（予定）

期　　日	内　　容
令和8年　10 月末	一次審査（書類審査）
11 月上旬	一次審査結果の通知
11 月下旬	二次審査（面接審査）
12 月上旬	審査結果（合否）の通知

令和９年	**２月１日 ～ ３月 31 日**	**入居 ※入居日はこの期間内（土日祝を除く）のご希望の日**

※審査に関するお問合せには一切お答えできませんので、ご了承ください。なお、入居申込書、添付資料等の内容に虚偽又は重大な誤り等があった場合、入居決定を取り消す場合があります。

11　申込方法等

（1）入居申込書の配布

令和８年８月 21 日（金）より、下記イデタチ東京のホームページからダウンロードできます。

・ＵＲＬ　https:// idetachi.com

（2）申込方法

荒川区が定める次の「12　提出書類」を添えて、電子メールまたは郵送により提出してください。

なお、持参、ＦＡＸによる申込みは受付できません。また、提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

（3）申込先

【電子メール】apply@idetachi.com

「イデタチ東京」運営事務局 宛

【郵送】〒116-0014 東京都荒川区東日暮里 6-17-6　ふらっとにっぽり５階

「イデタチ東京」運営事務局 宛

（4）応募書類受付期間

令和８年８月 21 日（金）から令和８年 10 月 16 日（金）まで

※郵送受付は受付期間内必着です。

※応募を受理しましたら、メールを個別に送信します。送信には時間がかかる場合がありますが、(土日祝を除き)5 日間以上連絡がない場合はご連絡ください。

12　提出書類

（1）オフィス等使用申請書（別記第５号様式）

（2）事業計画書（申請書の別添）

※事業概要、事業計画等について、さらに詳しい説明をするための資料や商品概要（カタログ・写真等）を別紙で添付してもかまいません。添付資料は、2 ファイル程度（総数２０ページ程度）までご提出できます。(返却はいたしませんのでご了承ください)。

（3）添付書類（①～④）※外国人の方のみ⑤を追加

添付書類	法人	個人（創業済）	個人（未創業）
①	履歴事項全部証明書	開業届出書	住民票（※）
②	直近の納税証明書（法人住民税及び事業税）	直近の住民税の納税証明書	直近の住民税の納税証明書
③	直近の決算書	直近の確定申告書	不要
④	商品・サービス等の概要が分かる資料、カタログ、写真等	商品・サービス等の概要が分かる資料、カタログ、写真等	商品・サービス等の概要が分かる資料、カタログ、写真等
⑤	在留カード 就労資格証明書	在留カード 就労資格証明書	在留カード 就労資格証明書

※①個人（未創業）の住民票

日本国籍＝「本籍」「続柄」の記載は不要です。

外国籍＝「続柄」「国籍・地域」「在留カード・特別永住者証明番号」「通称の記載および削除に関する事項（履歴）」の記載は不要です。また、マイナンバー（個人番号）は記載しないでください。

13　申込にあたっての注意事項

（1）申込にあたっては、募集要項およびホームページをよくお読みください。

（2）オフィス等使用申請書（別記第 5 号様式）の「使用する期間」には、令和 9 年 2 月 1 日（月）から 3 月 31 日（水）の間（土日祝を除く）の希望する入居日を記入してください。

（3）オフィス等使用申請書（別記第 5 号様式)、事業計画書は全て記入してください。なお、提出書類に不備がある場合、受理できないことがあります。

14　個人情報の取扱い

（1）申込書類により区が取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律等の関係法令に基づき、適正に取扱います。

（2）入居に当たり区が取得した個人情報は、入居審査のほか、入居後の指導にも使用いたします。なお、上記以外の目的では一切使用いたしません。

（3）入居できない場合の申込書は審査終了後破棄いたします。

15　荒川区立日暮里地域活性化施設（ふらっとにっぽり）の概要

外観写真

施設名称		荒川区立日暮里地域活性化施設
愛称名		ふらっとにっぽり
所在地		荒川区東日暮里六丁目 17 番 6 号
階数		地上 5 階
構造		鉄骨造
敷地面積		723.65 ㎡
延床面積		2019.39 ㎡
フロア構成	1 階	おもてなしスペース（休憩所)、総合案内（コンシェルジュ）
	2 階	創作スペース（ベビーロック運営)、管理事務室
	3 階	ホワイエ（コワーキングスペースを週 5 日開設)、 多目的スペース
	5 階	工房（ベビーロック運営)、創業支援施設「イデタチ東京」

※1 階に区民事務所を併設

※4 階は倉庫等区施設のため、一般の方は立入不可

16　お問い合わせ先

（1）イデタチ東京、募集要項・申込受付に関するお問い合わせ

「イデタチ東京」運営事務局

【電子メール】　info@idetachi.com

（2）日暮里地域活性化施設・事業全般に関するお問い合わせ

荒川区役所　産業経済部　経営支援課　産業活性化係

担当　森下、島

【電話】　03（3802）4807（直通）
【電子メール】　sogyoitshien@city.arakawa.lg.jp